

議案第4号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会への諮問について、別紙のとおり議決を求めます。

平成30年9月10日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

諮 問

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めます。

平成30年9月10日

鳥取県教育委員会
教育長 山本 仁志

記

- 1 鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく次の保護文化財の指定について

けんぼんちやくしよくごだいまいようおうず

保護文化財 「絹本着色 五大明王図」 (鳥取市)

鳥取市用瀬にある大安興寺の所蔵であり、鳥取市指定有形文化財となっている。現在、県立博物館に寄託されている。

本作品は、作風や絹の目の状況から、13世紀後半に作成されたものとみられる。箱書きには泉州梶尾山文殊院什物と記されており、箱のつくられた宝暦五年(1755)以降に大安興寺へ移ったと考えられる。各幅に不動明王、金剛夜叉明王、大威徳明王、降三世明王、軍荼利明王が描かれており、通例の五大明王図としては珍しく、不動明王が大きい。大威徳明王と金剛夜叉明王、降三世明王と軍荼利明王は、それぞれ作風が類似しており、複数の手によってこれらが描かれたとみられる。裏打ちや補色等、何度か補修が行われているものの比較的よく残っており、鎌倉時代まで遡る仏画の少ない当県にとって貴重な作品と考えられる。



不動明王



金剛夜叉明王



大威徳明王



降三世明王



軍荼利明王

第 2 章 県指定保護文化財
（指定）

第 4 条 教育委員会は、有形文化財（法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定保護文化財（以下「県指定保護文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りでない。

3 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定保護文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

5 第 1 項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定保護文化財の所有権に指定書を交付しなければならない。

第 8 章 雑則

（鳥取県文化財保護審議会への諮問）

第 44 条 教育委員会は、第 4 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 25 条第 1 項、第 30 条第 1 項及び第 31 条の 2 第 1 項の規定による指定、第 5 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 26 条第 1 項、第 31 条第 1 項及び第 31 条の 3 第 1 項の規定による指定の解除、第 19 条第 2 項及び第 4 項（第 39 条第 4 項で準用する場合を含む。）並びに第 39 条第 2 項の規定による認定、第 20 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の規定による認定の解除、第 29 条第 1 項の規定による選択、第 35 条の 2 第 1 項、第 36 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の規定による選定並びに第 35 条の 3 第 1 項、第 37 条第 1 項及び第 40 条第 1 項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かななければならない。（昭 50 条例 40・追加、平 18 条例 38・一部改正）